



2020年4月27日

国際歴史論戦研究所 (iRICH) 所長 山下英次

Insight

国連自由権規約委員会 (CCPR) 日本政府報告書 (2020年3月) —慰安婦問題の説明で好ましい変化

4月15日付け Insight で、慰安婦問題に関する日本政府の説明について、「本文」と「但し書」の順番を逆転させるべしと書いた。今年3月末ごろ日本政府が、国連の自由権規約委員会 (CCPR) に提出した報告書の慰安婦の部分をチェックしたところ、説明の順番が、これまでと逆転していることが判明した。すなわち、まず「本文」で、性奴隷と強制連行を否定した上で、次いで、いわば「但し書」で、アジア女性基金 (AWF) などを通じて、善意の努力として、道義的な観点から元慰安婦の方々の現実的な救済を図るための様々な措置を講じてきた、とする説明である。なお、この日本政府報告書は、今年10月にジュネーブで開催が予定されている国連自由権規約委員会 (CCPR) の日本審査に向けて提出されたものである。

こうした慰安婦問題に関する日本政府の説明の仕方は初めてのことであり、これまで様々な機会をとらえてこの点を訴え続けてきた我々としては歓迎したい。

資料 【CCPR 第7回 日本政府報告書、2020年3月】

〔148〕自由権規約は、これが日本について発効 (1979年)する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を本規約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが日本政府の考え方である。その上で、日本政府として、正確な事実認識に基づき、これまでの日本政府の立場及び真摯な取組に対して正当な評価を受けることを期待し、委員会の前回の総括所見における勧告及び勧告の実施状況に係る評価に関し、我が国の取組について述べることにする。

〔149〕日本政府は、1990年代初頭以降、慰安婦問題が日韓間における政治問題として取り上げられ始めた際、事実関係に関する本格的な調査を行った。右調査とは、関係省庁における関連文書の調査、米国国立公文書館等での文献調査、更には軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や、韓国国内のNGOによる証言集の分析等である。これら調査の結果は既に公表されているほか、調査の過程で発見された資料も既に開示されている。

一連の調査を通じて得られた、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわ



ゆる「強制連行」は確認できなかった。

〔150〕 なお、「性奴隷」という表現は事実に反する。この点については、2015年12月の日韓合意の際にも、慰安婦を「性奴隷」と称することは事実に反し使用すべきでないとの点を韓国側とも確認している。

〔151〕 第二次世界大戦における日本国民の戦争犯罪に関しては、(1) 東京において行われた極東国際軍事裁判所の裁判、(2) 東京において行われたいわゆるGHQ裁判及び、(3) 連合国が各国で開いた法廷において行われた裁判があったと承知している。例えば、旧オランダ領東インド（現インドネシア）において、一部の旧日本軍軍人が上官の命令や本人の同意を条件とする軍の規則に反し、外国人女性に売春を強要した行為があったが、同事案では、(旧日本) 軍は実態を承知した後、同慰安所を閉鎖しており、この事件に関わった者は、戦後、BC級戦犯裁判で裁かれ、被告12名中1名が死刑、8名が懲役刑の判決を受けた。その上で、個々の事案の事実関係を含む当時の状況に関する個別具体的な検証を今から遡って政府として行うことは極めて困難である。

〔152〕 先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府はサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦の問題を含む個人の請求権の問題について解決済みである（別添資料の6(1)参照）。

〔153〕 日本政府は、上記の法的解決が行われていたにもかかわらず、日本側の善意の努力として、道義的な観点から、既に高齢になられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るための様々な措置を講じてきている。

(1) 慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると考え、日本政府及び日本国民のおわびと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、1995年7月19日、元慰安婦の方々に対する償いの事業等を行うことを目的に国民と政府が協力して「アジア女性基金(AWF)」を設立した（具体的な取組は別添資料6(2)のとおり）。

(2) 上記AWFから元慰安婦の方々への「償い金」が提供された際、その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）が、政府を代表して、自筆の署名を付したおわびと反省を表明



した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送っている（別添資料の 6 (3) 参照）。

(3) 日韓両国間では、慰安婦問題につき、真剣に協議を行ってきたところ、2015 年 12 月 28 日、ソウルで行われた日韓外相会議における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認し、同日後刻、日韓首脳電話会談で、両首脳は同合意に至ったことを確認し評価した。潘基文国連事務総長（当時）を含め、国際社会は、日韓両国が合意に達したことに歓迎の意を表明した。同合意において、韓国政府が元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算（10 億円程度）で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うことが確認された（別添資料の 6 (4) 参照）。

同財団は、合意の時点で生存していた元慰安婦 47 名のうち、35 名に対し、また死亡者 199 名のうち 62 名の遺族に対し資金を支給しており、多くの元慰安婦の方々からも評価を得ている。

〔154〕 日本政府としては、慰安婦問題を否定する意図は毛頭ない。戦後 70 年という節目に当たり、2015 年 8 月 14 日に発表された内閣総理大臣談話において、安倍総理大臣は、「20 世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を、この胸に刻み続けます」、「21 世紀こそ、女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、世界をリードしてまいります」との決意を示している。

* 資料は、外務省のホームページに掲載された邦訳（仮訳）である。なお、別添資料については、ここでは省略した。外務省の HP を参照されたい。

日本政府 第 7 回報告（自由権規約委員会からの事前質問票に対する回答）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100045760.pdf>

日本政府 第 7 回報告別添資料

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100045762.pdf>